



# 監査報告書

平成29年5月20日

社会福祉法人札幌この実会

理事長 佐藤 保 様

監事 小平正治 

監事 佐久間司郎 

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

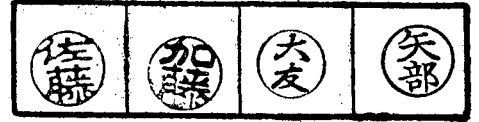
## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果


- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。



# 監査結果報告書

平成29年度 第2回監事監査結果について次のとおり報告します。

平成29年 8月26日

監事 佐久間 司郎 

監査日時	平成29年 8月26日 9時15分 ~ 11時45分	
監査場所	この実支援センター この実サポートステーション	
監査監事	佐久間 司郎	
監査実施内容	事業所運営 利用者処遇 「監査対象」 この実支援センター この実サポートステーション	
監査結果	意見	上記内容について監査いたしましたが、健全な運営が行われていることを認めます。
	その他の提案事項	
備考		



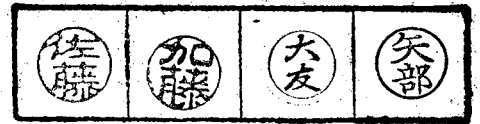
# 監査結果報告書

平成29年度 第3回監事監査結果について次のとおり報告します。

平成29年11月20日

監事 小平正治

監査日時	平成29年11月20日 13時30分 ~ 15時30分	
監査場所	この実支援センター この実サポートステーション	
監査監事	小平正治	
監査実施内容	事業所運営 利用者処遇 「監査対象」 この実支援センター この実サポートステーション	
監査結果	意見	上記内容について監査いたしましたが、健全な運営が行われていることを認めます。
	その他の提案事項	
備考		



## 監査結果報告書

平成29年度 第4回監事監査結果について次のとおり報告します。

平成30年2月21日

監事 小平正治


監査日時	平成30年2月21日 13時30分 ~ 15時30分	
監査場所	この実支援センター この実サポートステーション	
監査監事	小平正治	
監査実施内容	事業所運営 利用者処遇 「監査対象」 この実支援センター この実サポートステーション	
監査結果	意見	上記内容について監査いたしましたが、健全な運営が行われていることを認めます。
	その他の提案事項	
備考		


# 監査報告書

平成30年5月19日

社会福祉法人札幌この実会

理事長 佐藤 保 様

監事 小平正治 

監事 佐久間司郎 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等(事業報告及びその附属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。